

第 ○○ 号  
平成○○年○○月○○日

国土交通省

○○地方整備局長 ○○ 殿

起業者 ○○県○○市○○丁目 ○○番○○号  
○ ○ 県  
上記代表者 ○○県知事 ○○

## 事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

### 記

1 起業者の名称

○○県

2 事業の種類

基幹農道整備事業○○地区（○○県○○市○○町○○字○○地内から同市○○町○○字○○地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事

3 起業地

イ. 収用の部分

○○県○○市○○町○○字○○、字○○、字○○及び字○○並びに○○町○○字○○、字○○、字○○及び字○○地内

ロ. 使用の部分

なし

## 4 事業の認定を申請する理由

基幹農道整備事業〇〇地区(以下「本路線」という。)は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内の農村地域活性化事業〇〇地区農道(以下「農村地域活性化農道」という。)との接続点を起点とし、同市〇〇町〇〇字〇〇地内の県道〇〇市〇〇線及び〇〇地区農道との接続点を終点とする延長3,958m、受益面積250haの土地改良法第2条第2項第1号で規定する農業用道路である。

〇〇県〇〇市は、〇〇盆地の東寄りに位置し、一級河川〇〇川に沿って広がる平地地を中心に、南に広がる緩やかな丘陵地、北側の〇〇山系から連なる〇〇山や〇〇山、南側の〇〇山地に囲まれたまとまりのある盆地地形となっており、平地部と山麓部は、市街地や集落地が形成され、それを取り囲むように果樹地帯が山麓まで広がっている。〇〇市は、土壌が肥沃で排水がよく、日照時間が長いことに加え、昼夜の気温差が大きいなど、果樹栽培に適した土地で、日本有数の果樹地帯となっている。

特に、ぶどう、もも及びすももは、栽培面積、収穫量、出荷量のいずれも全国市町村の中で第一位を誇っており、果樹園に囲まれた特色のある農村景観、ワイナリーや観光農園等の地場産業など、名実ともに「桃・ぶどう日本一の郷」として知られている。

また、春には「〇〇〇まつり」や「〇〇〇マラソン大会」等が催され、まち全体が一面ピンク色に彩られ、桃源郷と称される美しい景観は、〇〇県の観光産業に寄与している。

本路線は、〇〇市南側の〇〇山麓に位置しており、東側の平成〇〇年〇〇月に供用開始された農村地域活性化農道と西側の平成〇〇年〇〇月に供用開始された〇〇地区農道を結ぶ延長3,958mの農道である。

〇〇市〇〇町の平地部には〇〇・〇〇広域農道があるが、〇〇山麓の果樹地帯には東西に走る農道がなく、本路線終点付近の〇〇市〇〇町〇〇地内で生産された、もも、ぶどう等の果物は幅員が2~4mと狭小で舗装状態が悪い集落内の現道を通り、〇〇町〇〇地内の〇〇第二共選場へと運ばれているため、多大な労力と輸送時間を要しており、荷痛みや走行時の安全性が損なわれている。

また、本路線の終点部に隣接する〇〇山一本杉は、〇〇町と〇〇町の天然記念物に指定されており、〇〇市を代表する田園景観が眺められる絶好のポイントとなっているため、春先の桃の開花時期には各地からの来訪者で大変な賑わいを見せている。しかし、当該地周辺へのアクセスは自動車による来場が殆どであるが、狭隘な市道及び農道しかないため、大型車はもちろん普通車同士のすれ違いも困難な状況である。

さらに、本路線の位置している地域には、ももやぶどうの観光農園が数多くあり、果物の収穫時期には〇〇インターチェンジ(以下、インターチェンジは「IC」と表示する。)を経由して〇〇圏方面からと〇〇ICを経由して〇〇方面からの観光客も多数見られている。しかしながら、〇〇ICと〇〇ICを結ぶ路線は、東側の国道〇〇号と農村地域活性化農道、西側の国道〇〇号と〇〇西地区農道などがあるものの、中間に位置する本路線が未開通なため効率的なネットワークが形成されておらず、両IC間へのアクセス性が著しく損なわれている。

本路線は、このような農業基盤の事情を改善し、農作物の流通の合理化・省力化を図

り、日本有数の果樹地帯への観光ルートの整備を行うと共に、一貫した生産物の広域産地体系化を目指すために、延長3,958mの農業用道路を道路構造令第3種第4級の規格に基づく2車線道路新設工事として施行するものである。

本路線が整備され、路面が平坦な2車線道路が整備されることで、果物出荷時の荷痛み等が解消され、市場までの輸送時間の短縮が図られる。また、当地を観光で訪れる自動車の円滑なすれ違いが可能となって走行安全性が向上する。

さらに、〇〇ICと〇〇ICを結ぶ広域的なネットワークが形成されて、〇〇圏方面及び〇〇方面からぶどう、桃の生産量日本一を誇る本地域へアクセスする利便性が向上する。そのため、農作物の流通の合理化が図られるとともに〇〇圏及び〇〇方面からの観光客の増加が図られ、さらなる地域活性化が期待されるものである。

今回事業の認定を申請する区間は、上記全体延長3,958mのうち、既に用地取得が完了し、施工済である、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内から同市〇〇町〇〇字〇〇地内までの延長3,103mの区間を除く、同市〇〇町〇〇字〇〇地内から同市〇〇町〇〇字〇〇地内までの延長855mの区間を改築するものであり、土地収用法第3条第5号に該当する事業である。

また、本体事業の施行に伴い市道〇〇号線及び農業用水路が遮断されるため、この付替工事を関連事業として施行するものであり、この関連事業は土地収用法第3条第1号及び第5号に該当する事業である。

これらの事業に必要な土地の面積は9,070㎡、土地所有者及び関係人は〇〇名であり、平成〇〇年から用地取得の協議を開始し、平成〇〇年〇〇月末現在で事業に必要な土地の面積のうち92.4%にあたる8,390㎡、土地所有者及び関係人のうち〇〇名については円満に協議が成立しているものである。

起業者としては、今後とも誠意をもって用地取得の協議を重ね、円満に解決するよう努めるものであるが、任意交渉による取得が困難な場合には速やかに収用委員会の公正な裁決を受けて、事業の円滑な進捗が図られるよう、あらかじめ事業の認定を申請するものである。

## 添付書類目録

1	事業計画書（関連事業を含む）	添付書類第1号
2	法第4条に規定する土地に関する調書	添付書類第2号
3	法第4条に規定する土地の管理者の意見書 照会文(写) ○通 回答文(写) ○通	添付書類第3号
4	関連事業を施行する必要があることを証する書面 照会文(写) ○通 回答文(写) ○通	添付書類第4号
5	法第15条の14の規定に基づき講じた措置の実施 状況を記載した書面	添付書類第5号
6	起業地の位置を表示する図面 (縮尺=1:25,000) 1葉	添付図面第1号
7	起業地、事業計画及び法第4条に規定する土地 を表示する図面 (縮尺=1:500) 1葉	添付図面第2号
8	縦断図 (縮尺、縦=1:100 横=1:500) 1葉	添付図面第3号
9	標準横断図 (縮尺=1:50) 1葉	添付図面第4号
10	ルート比較図 (縮尺=1:2,500) 1葉	添付図面第5号

(添付書類第1号)

事業計画書(関連事業を含む。)

1 事業計画の概要

(1)全体計画

基幹農道整備事業〇〇地区(以下「本路線」という。)は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内の農村地域活性化事業〇〇地区農道(以下「農村地域活性化農道」という。)との接続点を起点とし、同市〇〇町〇〇字〇〇地内の県道〇〇市〇〇線及び〇〇地区農道との接続点を終点とする延長3,958m、受益面積250haの土地改良法第2条第2項第1号で規定する農業用道路である。

〇〇県〇〇市は、〇〇盆地の東寄りに位置し、一級河川〇〇川に沿って広がる平坦地を中心に、南に広がる緩やかな丘陵地、北側の〇〇山系から連なる〇〇山や〇〇山、南側の〇〇山地に囲まれたまとまりのある盆地地形となっており、平地部と山麓部は、市街地や集落地が形成され、それを取り囲むように果樹地帯が山麓まで広がっている。〇〇市は、土壌が肥沃で排水がよく、日照時間が長いことに加え、昼夜の気温差が大きいなど、果樹栽培に適した土地で、日本有数の果樹地帯となっている。

特に、ぶどう、もも及びすももは、栽培面積、収穫量、出荷量のいずれも全国市町村の中で第一位を誇っており、果樹園に囲まれた特色のある農村景観、ワイナリーや観光農園等の地場産業など、名実ともに「桃・ぶどう日本一の郷」として知られている。

また、春には「〇〇〇まつり」や「〇〇〇マラソン大会」等が催され、まち全体が一面ピンク色に彩られ、桃源郷と称される美しい景観は、〇〇県の観光産業に寄与している。

本路線は、〇〇市南側の〇〇山麓に位置しており、東側の平成〇〇年〇〇月に供用開始された農村地域活性化農道と西側の平成〇〇年〇〇月に供用開始された〇〇地区農道を結ぶ延長3,958mの農道である。

〇〇市〇〇町の平地部には〇〇・〇〇広域農道があるが、〇〇山麓の果樹地帯には東西に走る農道がなく、本路線終点付近の〇〇市〇〇町〇〇地内で生産された、もも、ぶどう等の果物は幅員が2~4mと狭小で舗装状態が悪い集落内の現道を通り、〇〇町〇〇地内の〇〇第二共選場へと運ばれているため、多大な労力と輸送時間を要しており、荷痛みや走行時の安全性が損なわれている。

また、本路線の終点部に隣接する〇〇山一本杉は、〇〇町と〇〇町の天然記念物に指定されており、〇〇市を代表する田園景観が眺められる絶好のポイントとなっているため、春先の桃の開花時期には各地からの来訪者で大変な賑わいを見せている。しかし、当該地周辺へのアクセスは自動車による来場が殆どであるが、狭隘な市道及び農道しかないため、大型車はもちろん普通車同士のすれ違いも困難な状況である。

さらに、本路線の位置している地域には、ももやぶどうの観光農園が数多くあり、果物の収穫時期には〇〇インターチェンジ(以下、インターチェンジは「IC」と表示する。)を經由し

て〇〇圏方面からと〇〇ICを經由して〇〇方面からの観光客も多数見られている。しかしながら、〇〇ICと〇〇ICを結ぶ路線は、東側の国道〇〇号と農村地域活性化農道、西側の国道〇〇号と〇〇地区農道などがあるものの、中間に位置する本路線が未開通なため効率的なネットワークが形成されておらず、両IC間へのアクセス性が著しく損なわれている。

本路線は、このような農業基盤の事情を改善し、農作物の流通の合理化・省力化を図り、日本有数の果樹地帯への観光ルートの整備を行うと共に、一貫した生産物の広域産地体系化を目指すために、延長3,958mの農業用道路を道路構造令第3種第4級の規格に基づく2車線道路新設工事として施行するものである。

本路線が整備され、路面が平坦な2車線道路が整備されることで、果物出荷時の荷痛み等が解消され、市場までの輸送時間の短縮が図られる。また、当地を観光で訪れる自動車の円滑なすれ違いが可能となって走行安全性が向上する。

さらに、〇〇ICと〇〇ICを結ぶ広域的なネットワークが形成されて、〇〇圏方面及び〇〇方面からぶどう、桃の生産量日本一を誇る本地域へアクセスする利便性が向上する。そのため、農作物の流通の合理化が図られるとともに〇〇圏及び〇〇方面からの観光客の増加が図られ、さらなる地域活性化が期待されるものである。

本路線は、〇〇県が平成〇〇年〇〇月に策定した「〇〇県社会資本整備重点計画」において、輸送時間の短縮に伴う荷痛みの防止や市場までの出荷時間の短縮により、高付加価値の農産品の増加が期待される箇所の事業として位置づけられている。また、平成〇〇年〇〇月に策定した「〇〇市都市計画マスタープラン」では、本路線を中山間地域の骨格を形成し、地域間を連絡する幹線道路と位置付け、観光道路としても整備を行っていくとされている。

## (2) 起業地計画

今回事業の認定を申請する区間(以下「申請起業地区間」という。)は、全体計画区間のうち、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内から同市〇〇町〇〇字〇〇地内までの延長855mの区間である。

申請起業地区間の決定に当たっては、全体計画区間延長 3,958mのうち、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内から同市〇〇町〇〇字〇〇地内までの延長3,103mの区間については、既に用地取得が完了し、順次改築工事を施行中であることから、この区間を除いた延長855mの区間としたものである。

申請起業地区間の計画概要は、次のとおりである。

### (イ) 施行区間

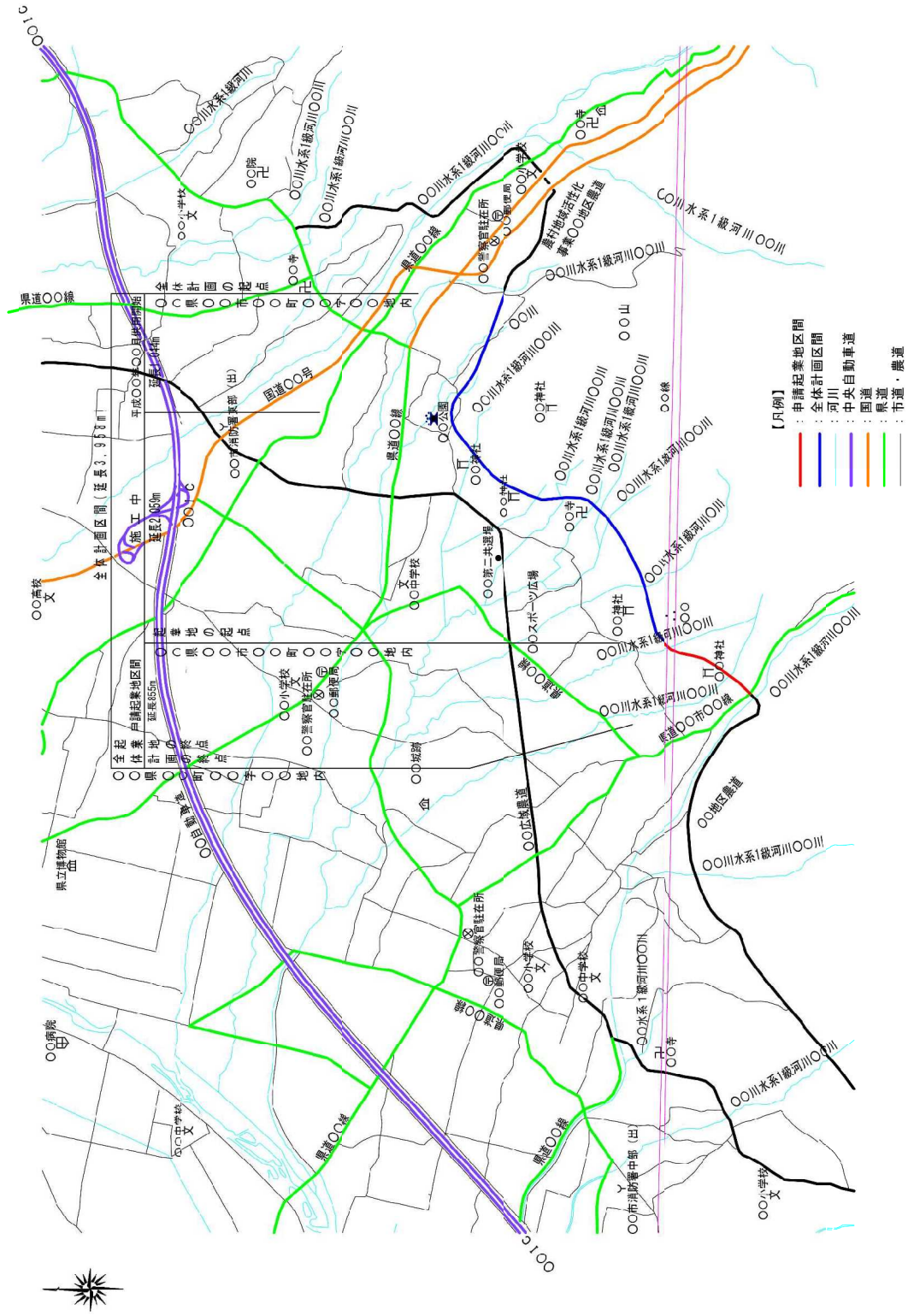
自：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内  
至：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内

- (ロ) 施行延長 855m  
 (ハ) 道路構造規格 第3種第4級  
 (ニ) 車線数 2車線  
 (ホ) 標準幅員

	標準部	橋梁部
車道	2.75×2	2.75×2
路肩	0.75×2	0.75×2
合計	7.0m	7.0m

- (ヘ) 設計速度 40km/時  
 (ト) 最急縦断勾配 9.613%  
 (チ) 最小曲線半径 160m  
 (リ) 設計基準交通量 6,000台/日  
 (ヌ) 計画交通量 769台/日 (平成〇〇年)  
 (ル) 舗装(種類) アスファルトコンクリート舗装  
 (ヲ) 工事量
- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 切土量  | 15,760 m <sup>3</sup> |
| 盛土量  | 4,600 m <sup>3</sup>  |
| のり面工 | 330 m <sup>2</sup>    |
| 排水工  | 1,180m                |
| 擁壁工  | 1,440m                |
| 舗装工  | 6,130 m <sup>2</sup>  |
| 橋梁工  | 20m                   |

事業概要図





## (3) 関連事業計画

本体事業の施行に伴い市道及び農業用排水路の付替工事が生じたもので、当該施設の従来機能回復を図るため、当該施設の管理者との協議によって必要最小限の範囲を施行するものであり、その工事計画概要は次のとおりである。

施設の種 類及び名 称	4条地 番 号	管 理 者	現 況	計 画
			L=延長 W=幅員(平均) 構造・形式	L=延長 W=幅員(平均) 構造・形式
市道〇〇 号線	1	〇〇市	L=43.9m  W=4.0m  コンクリート舗装	L=61.2m  W=4.0m  アスファルト舗装
農業用 排水路	16-2	〇〇市	L=118.3m  W=0.3m	L=13.5m W=0.6m コンクリートボックス
			コンクリートU型水路	L=50.7m W=0.3m コンクリートU型水路

## 2 事業の開始及び完成の時期

## (1) 全体計画

開始の時期 平成〇〇年〇〇月

完成の時期 平成〇〇年〇〇月

## (2) 起業地計画

開始の時期 平成〇〇年〇〇月

完成の時期 平成〇〇年〇〇月

## 3 事業に要する経費及びその財源

## (1) 経 費

(単位：百万円)

区分	全体計画 区間	申請起業地 区間	起業地計画に要する費用の内訳		
			平成〇〇年 度まで	平成〇〇年 度	平成〇〇年 度以降
工事費	2,047	305	251	0	54
用地補償費	1,073	258	232	0	26
その他	332	100	82	10	8
計	3,452	663	565	10	88

※関連事業費を含む。

## (2) 財 源

	農林水産省	〇〇県	〇〇市
会計名	一般会計	一般会計	一般会計
款	—	農林水産業費	農林水産業費
項	農山漁村地域整備事業費	農地費	農業費
目	農山漁村地域整備交付金	土地改良費	農地費
補助率	3/6	2/6	1/6

注)根拠法令は、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月 1 日付け21農振第2453号）による。

#### 4 事業の施行を必要とする公益上の理由

##### (1) 本体事業

本体事業は、〇〇地区で収穫した果物を〇〇第二共選場へ安定した供給を図るとともに、観光ルートとしても利用することで、地域活性化に寄与することを目的として計画された、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内の農村地域活性化事業〇〇地区農道との接続点を起点とし、同市〇〇町〇〇字〇〇地内の県道〇〇市〇〇線との接続点を終点とする延長3,958m、受益面積250haの土地改良法第2条第2項第1号で規定する農業用道路として整備するものである。

〇〇県の果樹農業は恵まれた自然条件や大消費地に隣接していることもあり、全国に誇れる落葉果樹の産地として発展しており、特にぶどう、もも及びすももの収穫量等は日本一位となっている（表-1参照）。また〇〇市は、土壌が肥沃で排水がよく、日照時間が長いことに加え、昼夜の気温差が大きいなど、果樹栽培に適した土地で、日本有数の果樹地帯となっている。特に、ぶどう、もも及びすももは、栽培面積、収穫量、出荷量のいずれも全国市町村の中で第一位を誇っており、果樹園に囲まれた特色のある農村景観、ワイナリーや観光農園等の地場産業など、名実ともに「桃・ぶどう日本一の郷」として知られている（表-2参照）。

現況では受益エリアから〇〇第二共選場へと向かうには、幅員が2~4m程度の狭隘でカーブの多い集落内の道路を抜けていかなければならないため、荷痛みが頻繁に生じ、多大な労力と輸送時間を要している。また、耕作車両のすれ違いも困難であり、資材搬入の際には、集落内を通行する一般車両の走行に支障が生じている。

このような状況に対処するため、本体事業を早急を実施することで、農作物運搬による荷痛み防止や、農作物の搬入出の時間短縮を図り、安全で安定した農作物の供給が行うことができるものである。

本体事業が完成すれば、道路幅員7.0mの基幹農道が整備されることとなり、集落内の一般車両と耕作車両が分散され、農作物輸送時の安全性や輸送時間の短縮が図られることになる。受益エリアの〇〇地区から、〇〇第二共選所への交通量のピーク時間における輸送時間が現在では、現道延長3.9kmで約9分要しているところ、完成後は延長3.0kmで約5分に短縮される（表-3参照）。また、国道〇〇号から県道〇〇市〇〇線との交差点への移動には、現道を通ると延長6.2kmで約13分30秒要しているところ、本体事業完成後では延長4.9kmで約7分30秒に短縮される。さらに、起業地に隣接する〇〇山一本杉や観光農園へのアクセスが向上することで、〇〇圏及び〇〇方面からの観光客の増加が図られ、さらなる地域活性化が期待される。

本体事業は〇〇県が平成〇〇年〇〇月に策定した「〇〇県社会資本整備重点計画」において、輸送時間の短縮に伴う荷痛みの防止や市場までの出荷時間の短縮により、高付加価値の農産物の増加が期待される箇所の事業として位置づけられている。また、平成〇〇年〇〇月に策定した「〇〇市都市計画マスタープラン」では、本路線を中山間地域の

骨格を形成し、地域間を連絡する幹線道路と位置付け、観光道路としても整備を行っていきとされている。

また、本体事業は、〇〇県公共事業評価委員会が平成〇〇年〇〇月に策定した「平成〇〇年度〇〇県公共事業評価意見書」において、全国有数の果樹地帯にあって、農産物の集出荷等のための基盤整備が遅れている地域に農道を整備するものであり、農産物の集出荷、輸送時間の短縮など生産流通の合理化や観光農業の促進などを図る上で有効な事業であるとの評価を受けている。

なお、本体事業における環境影響評価については、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)及び「〇〇県環境影響評価条例」(平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇県条例第〇〇号)に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成〇〇年に任意で環境への影響について検討したところ、自動車の走行に起因する騒音、振動、大気質について、いずれの項目においても環境基準等を満足することが予測されている。

また、保護のため特別な措置を講ずべき動植物(以下「重要な種」という。)について確認したところ、動物については、〇〇県レッドデータブック及び環境省第4次レッドリスト(2012年)に絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、ハチクマが確認されている。平成〇〇年から平成〇〇年にかけて、近隣類似事業の事業者が実施したモニタリング調査によると、サシバは営巣や生息が確認されていないことから影響は小さいと判断されている。ハチクマにおいては、飛翔を確認しているだけで、繁殖に関わる行動は確認されていないことから、影響は小さいと判断されている。また、起業者の任意の現地調査によりオオタカの営巣地が確認されたことから、起業者が専門家の指導を受けたところ、営巣地は起業地付近から1km以上離れており、繁殖が繰り返され、起業地付近に飛来していることも確認されていないため、オオタカに与える影響は小さいと判断されている。

植物については、保護のため特別な措置を講ずべき希少種は確認されなかった。

なお、今後、工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種の動植物が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本体事業区間には埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、〇〇県教育委員会と協議した結果、発掘調査を行い、記録保存等の措置を講じている。また、今後においても、工事施行中に遺跡が発見された場合には、現状を変更することなく、教育委員会に通知及び協議を実施して必要な措置を講ずるものとしている。

以上のとおり、本体事業の社会的、経済的効果は著しく、公益に資するところ大なるものがある。

表- 1 ○○県における産品目別結果樹面積、収穫量及び出荷量（平成○○年）

品目	結果樹面積(ha)	収穫量(t)	出荷量(t)	全国順位
ぶどう	3,930	45,200	42,000	1位
もも	3,250	46,500	43,700	1位
すもも	842	7,240	6,460	1位

出典：農林水産省 「平成○○年産果樹生産出荷統計」 より

表- 2 ○○県における○○市の販売目的の栽培面積の割合（平成○○年）

品目	○○県	○○市	○○市が占める割合(%)
	販売目的の栽培面積(ha)	販売目的の栽培面積(ha)	
ぶどう	3,064	871	28
もも	2,898	1,379	48

出典：農林水産省 「20○○年世界農林業センサス」 より

表- 3 受益エリア○○地区から○○第二共選所までの所要時間

	経路	所要時間	短縮時間
現況	国道○○号、県道○○線、○○・○ ○広域農道経由(3.9km)	約9分	約4分
○○地区 農道整備後	○○地区農道経由(3.0km)	約5分	

(平成○○年○○月○○日(木)、○○県調査による。)

表- 4 国道○○号から県道○○市○○線との交差点までの所要時間

	経路	所要時間	短縮時間
現況	国道○○号、県道○○線、○○・○ ○広域農道、県道○○線経由 (6.2km)	約13分30秒	約6分
○○地区 農道整備後	○○地区農道経由 (4.9km)	約7分30秒	

(平成○○年○○月○○日(木)、○○県調査による。)

## (2) 関連事業

関連事業として施行する市道及び農業用排水路付替工事は、本体事業の施行により従前の市道及び農業用排水路が分断されその機能が損なわれるため、当該施設の管理者と十分な協議を行い、地域住民の利用状況を考慮し、従来の機能を維持するために必要な最小限度の範囲で本体事業とあわせて施行するものである。

5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

## (1) 事業に必要な土地の面積

## イ. 収用の部分

(単位：㎡)

地目	本体事業	関連事業	合計
田畑	690	0	690
果樹園	6,850	290	7,140
宅地	10	0	10
雑種地	730	0	730
河川敷	100	0	100
道路敷	230	60	290
水路敷	100	10	110
計	8,710	360	9,070

## (2) 起業地内にある主な物件の数量

(単位：棟)

目種別 \ 項	数量	移転済
建物(住家)	0	0
建物(非住家)	2	2
計	2	2

## (3) これらを必要とする理由

これらの土地は、事業計画の概要で述べた本体事業及び関連事業を施行するために必要な最小限の用地である。

また、物件はこれらの土地に存し、起業地外に移転を要する主なものである。

6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

(1) 本体事業

今回申請に係る事業は、〇〇地区で収穫した果物を〇〇第二共選場へ安定した供給を図るとともに、観光ルートとしても利用することで、地域活性化に寄与することを目的として計画されたものであり、全体計画区間は、本路線の約4kmの区間である。

本体事業の目的を達成すべき全体計画区間の決定に当たっては、改築区間の選定、ルートを選定の順に検討を行い決定したものである。

1) 改築を行う起終点の決定

起終点の位置は、本体事業の目的である〇〇第二共選場へ安定した供給を図るために、既に供用を開始している農村地域活性化事業〇〇地区農道と接続する〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内に決定した。

また、終点については、既に供用を開始している〇〇地区と接続することのできる〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内に決定した。

2) ルートの選定

本体事業のルートの決定に当たっては、地域の土地利用、潰地面積及び支障物件の多少、工事施行の難易度、経済性等の社会的、技術的及び経済的な面から、次の3案について検討を行い決定した。

A案：北側ルート案

B案：中央ルート案（申請案）

C案：南側ルート案

(イ) A案：北側ルート案

このルートは、既に供用を開始している農村地域活性化事業〇〇地区農道と接続する〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内を起点とし、国道〇〇号と並走して北へ進む。その後、〇〇公園を避け、西に進み、〇〇・〇〇広域農道に合流する。〇〇市〇〇町〇〇地内及び同市〇〇町〇〇地内の市道に沿いながら果樹地帯や一部集落内を西へ進み、〇〇新幹線の下をくぐり、〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内の県道〇〇市〇〇線と接続する延長4,158mのルート案である。

本案は、〇〇市〇〇町地内の市道と一部重用するため、改築延長が3案中最も長くなり、①取得必要面積は3案中最も多く、支障となる家屋数が3案中最も多いため、地域社会に与える影響が最も大きい。②平面線形は緩やかな曲線と直線区間が多く比較的良好ではあるが、橋梁が11橋あり、トンネルと橋梁の合計延長が中位であるため、工事施工の難易度は中位である。③事業に要する経費の面では3案中中位であり、社会的及び経済的な観点から問題があり合理的な計画とは言えない。

## (ロ) B案:中央ルート案 (申請案)

このルートは、既に供用を開始している農村地域活性化事業〇〇地区農道と接続する〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内を起点とし、国道〇〇号に並走して北に進み〇〇川を橋梁で渡河したのち、〇〇地内の〇〇山の尾根部を北側に大きく迂回する。その後、西側にほぼ直線が進みながら、〇〇川、〇〇川、〇〇川、〇〇川、〇〇川、〇〇川を橋梁で渡河する。さらに西側に進んだのち、〇〇新幹線の下をくぐり、〇〇神社を避け、〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内の県道〇〇市〇〇線と接続する延長3,958mのルート案である。

本案は、改築延長が3案中中位で、①取得必要面積は3案中中位であるが、支障となる家屋数が3案中最も少なく、地域社会に与える影響が最も小さい。②平面線形は緩やかな曲線と直線区間が多く比較的良好であり、橋梁が9橋とC案に比べ多いが、トンネルが無く、トンネルと橋梁の合計延長が最も短いため、工事施工の難易度は最も低い。③事業に要する経費の面では3案中最も経済的であり、社会的及び経済的に有利な点を有しており、3案中最も合理的な事業計画といえる。

## (ハ) C案:南側ルート案

このルートは、既に供用を開始している農村地域活性化事業〇〇地区農道と接続する〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内を起点とし、〇〇市〇〇町〇〇地内の〇〇山を南に迂回し、ほぼ直線で西方向に進む。その後、〇〇市〇〇町〇〇地内及び〇〇地内の山林尾根部をトンネルと橋梁で通過した後、〇〇市〇〇町〇〇地内の果樹地帯を通り、〇〇市〇〇町〇〇字〇〇地内の県道〇〇市〇〇線と接続する延長3,545mのルート案である。

本案は、改築延長が3案中最も短く、①取得必要面積は3案中最も少ないが、支障となる家屋数が3案中中位であり、地域社会に与える影響は中位である。②平面線形は尾根部を通るため曲線半径の小さいカーブが連続するため悪く、橋梁数は7橋と最も少ないが、トンネルが3本あり、トンネルと橋梁の合計延長が最も長いため、工事施工の難易度は最も高い。③事業に要する経費の面では3案中最も高額であり、社会的及び経済的な観点から問題があり合理的な計画とは言えない。

## (2) 関連事業

関連事業として施行する市道及び農業用水路の付替工事は、本体事業の施行により当該施設が分断されるため、当該施設の管理者と十分な協議を行い、従来の機能を維持するために必要な最小限の範囲で施行し、当該施設の機能を従来どおり発揮させることができるものであり、社会的、技術的及び経済的に見ても最良のものである。

以上のとおり、起業地を本事業に用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。



## 3案ルート比較

		A案 (北側ルート案)	B案 (中央ルート案)	C案 (南側ルート案)	
ルート概要		現況の道路を生かすことを目的として、一部現道と重なるルートである。	〇〇町〇〇地内の〇〇山を回避することを目的として、起点から北側へ迂回し、〇〇町地内の田畑を西へ進むルートである。	〇〇町〇〇地内の〇〇山を回避することを目的として、起点から南側に尾根伝いに迂回し、山林地帯を西へ進むルートである。	
社会的項目	支障物件	31	2	13	
	取得必要面積 (m <sup>2</sup> )	宅地	3,903	297	1,623
		田畑・果樹園	13,027	23,331	10,191
		山林・雑種地	12,172	4,336	13,007
		合計	29,102	27,964	24,821
土地利用に与える影響	取得必要面積及び支障物件数が3案中最も多いた、土地利用に与える影響が最も大きい。	取得必要面積は中位であるが、支障物件数が3案中最も少ないため、土地利用に与える影響が最も小さい。	取得必要面積は3案中最も少ないが、支障物件数がB案に比べて多いため、土地利用に与える影響は中位である。		
評価	△	◎	○		
技術的項目	線形等	緩やかな曲線と直線区間が多いため、線形は良好である。	緩やかな曲線と直線区間が多いため、線形は良好である。	尾根伝い及び山林部を通るため、曲線半径の小さいカーブの連続となり線形が悪い。	
	工事内容	切土量(m <sup>3</sup> )	38,100	112,920	106,330
		盛土量(m <sup>3</sup> )	19,050	37,640	21,270
		トンネル(m)	0	0	286 (94,166,26)
		橋梁(m)	347 (42,25,70,19,16,17,24,15,76,33,10)	194 (13,40,35,35,14,23,17,9,8)	221 (111,39,28,10,17,9,7)
工事施工の難易度	トンネルは無いものの、橋梁数が11本の橋と最も多いため、トンネルと橋梁の合計延長が中位であるため、工事施工の難易度は中位である。	トンネルが無く、橋梁数が9橋でC案に比べ多いが、トンネルと橋梁の合計延長が最も短いため、工事施工の難易度は最も容易である。	橋梁数は3案中最も少ないが、トンネルが3本あり、トンネルと橋梁の合計延長が最も長い場合、工事施工の難易度は最も高い。		
評価	○	◎	△		
経済性(百万)	工事費	1,541	2,047	2,608	
	用地費及び補償費	2,065	1,073	1,169	
	調査測量設計費	656	332	909	
	合計	4,262	3,452	4,686	
	評価	○	◎	△	

